

宅内排水設備の申請手続き

申請の手順

①	排水設備計画確認申請書の提出	必要書類	排水設備計画確認申請書 位置図、平面・縦断図、設計書※ 下水道一時使用(開始・廃止)届
<ul style="list-style-type: none"> ・書類は、工事着工予定の14日前までに提出してください。 ・設計書の金額欄は必ず記入して下さい。 ・工事中に公共汚水桝に備え付ける仮設トイレを使用する場合は、※下水道一時使用(開始・廃止)届・位置図・平面図を提出して下さい。 			
↓			
②	排水設備計画確認書の交付	必要書類	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・審査期間はおおむね7日間かかります。 ・この時点で公共汚水桝の完了検査又は中間検査が終了していなければ排水設備計画確認書の交付はできません。 			
↓			
③	工事の着手	必要書類	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・地形や埋設物により当初の計画（手続き①の平面・縦断面図）と異なった工事を行わざるを得ない場合は、必ず協議をしてください。 			
↓			
④	工事完了届・使用開始届の提出	必要書類	排水設備等工事完了届 下水道使用（開始・休止・廃止再開）届 ※完成図
<ul style="list-style-type: none"> ・書類は、工事完了後5日以内に提出して下さい。 ・工事完了後、手続き①で提出した平面図・縦断図と異なる場合は検査前に※完成図を提出して下さい。 			
↓			
⑤	工事完了検査	必要書類	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・検査当日は、責任技術者、施主に連絡のうえ、可能な限り立会いをお願いします。 ・問題が無ければ、検査済証を交付し、供用開始となります。 			

※の書類は必要に応じて提出して下さい。